平成２７年（フ）第８８２号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目410番地の21
債務者　萩原　弘章（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８３号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目410番地の21
債務者　萩原　桃子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８９号
大阪府松原市天美東７丁目14番５―217号
債務者　山田　祐一
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
静岡県浜松市中区中央１丁目３番６―704号　サーラシティＥＡＳＴ―７
債務者　寺田　克也
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６８８号
横浜市戸塚区戸塚町2230番地３　ヒルズ南戸塚３―101号
債務者　濱口　佳正
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　貴和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
茨城県日立市東多賀町２丁目13番12―102号、前住所茨城県那珂市中里1401番地34
債務者　綿引　悦也
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会沢　克男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１３０４号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目10番17号　第８大成コーポ202号
債務者　古田　真紀
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　知憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1404番地11
債務者　堀内　朋和
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
静岡県御前崎市池新田2824番地の２
債務者　奥柿　克郎
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第７７３号
京都市南区西九条南田町９番地　九条大宮団地610号、前住所京都市南区吉祥院南落合町40番地　十条団地３棟301号
債務者　中川　武和
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０３号
京都市伏見区桃山町丹後33番地168　カーサエリッツ203号
債務者　古川　正美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　豊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２６号
群馬県館林市広内町18番38号、前住所群馬県館林市本町４丁目12番５号　レヴィール館林壱番館ガーデンスクエア―504
債務者　落合　由香
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１３３号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸240番地の６
債務者　森下夕美子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２１２号
静岡県富士市川成島286番地の１　美土原マンション303号
債務者　鈴木　彩織
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８９９号
京都市伏見区中島前山町116番地　マリッチ赤池103
債務者　嶋先　礼江
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
香川県高松市多賀町１丁目６－３、住民票上の住所香川県高松市磨屋町５番地５
債務者　橋本　千鶴（旧姓宇山）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９０号
茨城県日立市多賀町１丁目３番８号
債務者　昭立内装工業こと　佐川　昭仁
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
水戸地方裁判所日立支部